

兵庫県公報

令和6年10月9日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、警察職員が危険を伴う救助作業に従事したときに支給する特殊勤務手当から災害現場において行う作業に従事したときの手当を分離しその額の上限を定めるとともに、警察用船舶の運航作業に従事したときの特殊勤務手当の額の上限を引き上げる等の改正が行われたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月9日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第10号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第5号の作業の項中「250円」を「330円」に改め、同表条例第2条第1項第11号の作業の項中「当該」を「被留置者の看守又は護送の」に、「250円」を「300円」に改め、同表条例第2条第1項第12号の作業の項中「280円」を「370円」に改め、同表条例第2条第1項第13号の作業の項中「第13号」を「第13号及び第14号」に改め、同表条例第2条第1項第14号の作業の項を次のように改める。

条例第2条第1項第14号の2の作業	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、遭難者の救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業又はこれらの作業に相当すると本部長が認める作業（以下「災害警備等の作業」という。）のうち、大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業（以下「大規模な災害に係る災害警備等の作業」という。）に従事する職員	日額1,080円 （作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は1日につき540円を加算した額、作業が著しく危険であると本部長が認める場合又は本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は1日につき1,080円を加算した額。この場合において、同一の日において2以上の場合に該当するときは、1,080円を加算した額）
	災害警備等の作業のうち、大規模な災害に係る災害警備等の作業以外の作業に従事する職員	日額840円 （作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は1

	<p>日につき420円を加算した額、作業が著しく危険であると本部長が認める場合又は本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は1日につき840円を加算した額。この場合において、同一の日において2以上の場合に該当するときは、840円を加算した額)</p>
--	--

」

第2条第1項の表条例第2条第1項第15号の作業の項中「日額」を「1体」に改める。

第2条第2項中「条例第2条第1項第14号に掲げる作業（災害現場における救助作業に限る。）に従事し、かつ、同項第17号若しくは第18号に掲げる業務等に従事した場合又は同項第14号に掲げる作業（災害現場における救助作業を除く。）に従事し、かつ、同項第1号から第6号まで、第8号、第11号から第13号まで若しくは第16号の3に掲げる作業に従事した場合」を「条例第2条第1項第14号に掲げる作業に従事し、かつ、同項第1号から第6号まで、第8号、第11号から第13号まで若しくは第16号の3に掲げる作業に従事した場合又は同項第14号の2に掲げる作業に従事し、かつ、同項第17号若しくは第18号に掲げる業務等に従事した場合」に改める。

附則第4項中「第14号」を「第14号の2」に改める。

附則第5項中「第2条第1項第14号」を「同項第14号の2」に改める。

附則第6項中「(昭和36年法律第223号)」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第1項の表条例第2条第1項第14号の2の作業の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第1項の表条例第2条第1項第5号の作業の項の規定、同表条例第2条第1項第11号の作業の項の規定、同表条例第2条第1項第12号の作業の項の規定及び同表条例第2条第1項第15号の作業の項の規定は、令和6年9月20日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 4 この規則による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第1項を適用する場合には、この規則による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第1項の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。